

小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限月額について

原則（平成 27 年 1 月からの新制度で新規認定された方）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額（患者負担割合 2 割、外来 + 入院）		
			一般	重症患者 1 2	人工呼吸器等装着者 3
	生活保護		0		
	市町村民税 非課税世帯 1	低所得 （年収 ~ 80 万円）	1,250		500
		低所得 （年収 80 万円超）	2,500		
	市町村民税 課税世帯	一般所得 市町村民税所得割額 ~ 7.1 万円未満	5,000	2,500	
		一般所得 市町村民税所得割額 25.1 万円未満	10,000	5,000	
		上位所得 市町村民税所得割額 25.1 万円以上	15,000	10,000	
入院時食事療養費			1 / 2 自己負担 4		

- 1 階層区分、の「年収」とは、支給認定保護者（=申請者）の 地方税法上の合計所得金額、 公的年金、 特別児童扶養手当等の手当の合計額を指します。
 - 2 高額な治療が長期的に継続する方（高額治療継続）、 疾病の状態が重症患者認定基準に適合する方、のいずれかが該当します。
 - 3 人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を使用している方が対象となります（対象基準があります）。
 - 4 階層区分（生活保護）に該当する方は、入院時食事療養費の自己負担はありません。
- 上記にかかわらず、血友病又はこれに類する疾病にかかっている方は入院時食事療養費も含め自己負担はありません。

経過措置対象者（平成 27 年 1 月の制度改正で旧制度から更新した方。平成 29 年 12 月末まで。）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額（患者負担割合 2 割、外来 + 入院）		
			既認定者（経過措置 3 年）		
			一般	重症患者 2 2	人工呼吸器等装着者 3
	生活保護		0		
	市町村民税 非課税世帯 1	低所得 （年収 ~ 80 万円）	1,250	1,250	500
		低所得 （年収 80 万円超）	2,500		
	市町村民税 課税世帯	一般所得 市町村民税所得割額 ~ 7.1 万円未満	2,500	2,500	
		一般所得 市町村民税所得割額 25.1 万円未満	5,000		
		上位所得 市町村民税所得割額 25.1 万円以上	10,000		
入院時食事療養費			自己負担なし		

- 1、 3、 4 は上記 の表と同様です。
- 2 疾病の状態が重症患者認定基準に適合する方が該当します。経過措置対象者は「高額治療継続」については対象となりませんのでご注意ください。

上記にかかわらず、血友病又はこれに類する疾病にかかっている方は入院時食事療養費も含め自己負担はありません。